

第5回遵守委員会会合
2010年10月9-10日
台湾、台北
暫定議題案

1. 開会

- 1.1. 歓迎の辞
- 1.2. 議題の採択
- 1.3. 会合運営上の説明

2. CCSBT 保存管理措置の遵守

この議題項目は、既存のCCSBT 保存管理措置の遵守に関するものである。

2.1. メンバー及び協力的非加盟国からの報告（国別報告書及び遵守行動計画における遵守に関連する課題）

メンバーは、提出された国別報告書及び遵守行動計画を既に目を通しているものと考えられるため、これらを再度発表する必要はないだろう。この時間は、国別報告書に含まれる主要な課題及び遵守行動計画の内容に対する質疑応答に焦点を当てることになろう。

2.2. 事務局からの報告

事務局からの報告には、メンバー及びCNMのCCSBT 管理措置に対する遵守の状況をまとめた更新版の遵守に関する一覧表が含まれる。第4回遵守委員会会合（CC4）が勧告したとおり、同表は会合に先立ってメンバー及びCNMと協力して更新されることとなる。

2.3. CCSBT 管理措置に対する遵守の評価

戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）が勧告したCCSBT 戦略計画は、すべての漁業に関する正確なデータを収集するため、毎年遵守委員会において遵守措置のチェックリストに対するメンバーによる監査を実施すべきことを要請している。1つ前の小議題項目で提出された情報は、この監査プロセスに多に貢献するものと考えられる。この小議題項目では、当該情報を評価し、必要となる分野に関する勧告を提供するための機会を設けている。

3. 遵守に関するリスク評価の結果

CC4は、既存の措置がSBT漁業のモニタリング及び管理にどれだけ貢献しているか、そしてまた改善可能な当該漁業のモニタリング及び管理の分野があるかどうかについて特定するため、休会期間中の作業部会がリスク評価を実施するよう勧告した。同作業部会は、優先的な行動及び潜在的な追加決議提案を含め、2010年のCC会合に結果を報告することが合意されている。CCSBT16は、ニュージーランドが同部会の作業の調整役をすることに合意した。この作業は、SFMWGによって勧告されたCCSBT戦略計画にも直接寄与ことになるが、これは同計画が2010年に実施すべき4つの関連する戦略¹を含んでいるからである。

¹ これらは次のとおり。（1）追加的な措置の必要性を評価すること及び又は合意されたMCS措置を委員会の目的に適うよう改善すること、（2）実施中のMCS措置と必要な改善又は追加的な措置との間のギャップを特定すること、（3）必要な変更を実施するための計画を策定すること、（4）特定されたMCS措置を導入すること。

3.1. 休会期間中の遵守に関するリスク評価作業部会からの報告

ニュージーランドが休会期間中の作業の主要な成果を紹介する。

3.2. 勧告及び決議に関する議論

休会期間中の作業の成果次第で、この議論は、2010年のCC会合の主要な構成要素となり得るだろう。

4. CCSBT MCS 措置のレビュー

この議題項目では、特定の既存のMCS措置のレビューを行い、これらの措置を効果的かつ効率的に機能させることを目的としている。そのような措置に対する遵守に関しては、ほとんどの場合、前出の議題項目において取り上げられるべきである。

4.1. CDS

CDSは、2010年1月1日に導入された。事務局は、これまでに気付いた実施上の課題をとりまとめた文書を用意する。それは現在のところ次のとおり。日本が提起したCDS文書の確認権限の委任、及び輸出業者への標識装着したSBTの情報の提供に関すること。データ提出のタイムフレームが不明確になっていること、及びデータをより時宜を得た形で提出すべきかどうかということ²。「船舶登録番号」の定義が不明確なこと（すなわち、それはCCSBTの番号なのか、各国の番号なのかどうか）。一元管理化標識に関する問題。標識番号に漁業年を記入しなければならないため標識が無駄になること。非メンバー（及び非CNM）による再輸出文書の確認が可能となるよう検討すること。転載される国産品として水揚げされるSBTの確認に関する抜け穴。許可蓄養場リストに関して「蓄養能力」の意味を定義すること（すなわち、収容能力なのか、生産能力なのかどうか）。この会合でレビュー/議論することとしている2009年の遵守委員会会合の別紙4にある項目（蓄養活け込み様式の運用に関する選択肢の中から選択すること、人工ふ化SBTをCDS文書に含めること）。メンバーがCDSに関する課題を事前に検討できるよう、メンバー及びCNMは自身が提起したい項目について、十分な余裕をもって会合前に回章する必要がある³。

4.2. 転載

事務局は、この決議の運用に関する報告書を説明し、決議において要請されているとおりオブザーバー報告書を提出する。メンバーは、CCSBT会合の6週間前に報告書を事務局長に提出することが要請されていることに留意すべきである（事務局は、同報告書を回章する）。

4.3. VMS

VMSに関してレビューする必要性はないだろう。

5. 監視、管理及び取締り措置の改善、調和及び整合性に関するまぐろ類 RFMO 合同ワークショップの報告

まぐろ類RFMO合同会合は、漁獲量を漁船から市場に至るまで監視することを含む監視、管理及び取締り措置の改善、調和及び整合性について議論するため、2010年6月3日から5日までバルセロナで開催される。事務局長は、同ワークショップの結果の簡潔な要約を説明する。

² この決議では、CDSの様式が四半期ごとに事務局長に転送されるべきことを要求しているが、いかなる期間に関するものかについては特定していない。その代わりに、CDSに関しては、TISで行っていた慣行を採用してきた。この慣行では、1月から3月までに発行/受領した様式は、6月30日に提出され、4月から6月までの様式は9月30日に提出される等々というものである。この結果、最大で6か月のタイムラグが生じている。

³ この課題に関する事務局文書に盛り込むためには、2010年8月13日までに（説明文とともに）問題点が事務局に提出されるか、又は会合用の簡潔な文書が2010年9月10日までに提出されることが提案される。

6. データの機密性及び完全性

6.1. データの機密性に関する規則及び取決め

CCSBT16 は、事務局長に対して、ESC 及び CC の 2010 年の会合において検討するため、関連する他の RFMO の前例を活用しつつ、機密データの交換に関する規則及びその他必要な取決めを策定するよう課した。規則案は、事務局によって策定・回章されており、コメントを反映した改訂版の規則案が CC での検討のために同委員会に提出される。

6.2. データの完全性を確保するための基準及び手続き

SFMWG によって勧告された戦略計画は、データの完全性を確保するための基準及びプロセスを規定している（「例えば、水揚げ及び輸出/国産品としての販売の際に正確な文書が作成される割合や、検査の割合」）。CC は、おそらく事務局によって提供される遵守に関する一覧表を参照しつつ、このような基準を検討すべきである。

7. 将来の作業計画

8. その他の事項

9. 拡大委員会への勧告

10. まとめ

10.1. 次回会合の時期

遵守委員会の付託事項は、「遵守委員会は、拡大委員会が別途決定しない限り、拡大委員会の年次会合の直前に毎年会合を開催する」と規定している。

10.2. 会合報告書の採択

10.3. 閉会